

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例	省 略 用 語 例
この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。	この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。
措置法.....租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	措置法.....租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措置法令.....租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	措置法令.....租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措置法規則.....租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）	措置法規則.....租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
財形法.....勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）	財形法.....勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）
財形法令.....勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）	財形法令.....勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）
財形法規則.....勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）	財形法規則.....勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）
<u>旧資産流動化法.....特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</u>	
措置法第3条の3《国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等》関係	措置法第3条の3《国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等》関係
（国外において発行された <u>公社債等</u> の意義）	（国外において発行された <u>公社債又は公社債投資信託の受益証券</u> の意義）
3の3 - 1 <u>公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券</u> <u>公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券</u>	3の3 - 1 <u>公社債投資信託の受益証券</u> <u>公社債投資信託の受益証券</u>
.....	
（内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等）	（内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等）
3の3 - 3 <u>公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券</u>	3の3 - 3 <u>公社債投資信託の受益証券</u>
(1)	(1)
(2)	(2)

(信託財産に属する国外公社債等の利子等に係る源泉徴収)

3の3 - 8

(1)

(2)

(注)1

2公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券.....

(保管の委託をしている期間の通算)

3の3 - 13指定金融機関等又は公益信託の受託者.....が所有する又は公益信託の信託財産に属していた国外発行公社債等.....、指定金融機関等又は公益信託の受託者が自ら所有する又は当該公益信託の信託財産に属していた.....

(注)第8項若しくは第9項.....

措置法第7条《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》関係

(非課税とされる利子の範囲)

7 - 5平成14年3月31日.....平成14年3月31日.....

措置法第8条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》関係

(農業協同組合等の範囲)

8 - 3措置法令第2条の36.....

(登録等の期間の通算)

8 - 4期間をいい、(1)、(2)又は(4)に掲げる者が登録した国債については措置法第5条の2第4項第6号《一括登録国債の利子の課税の特例》に規定する一括登録をした期間に限る。.....

(1)

(2) 所得税法別表第1に掲げる法人又は公益信託の受託者

(3) 国

(信託財産に属する国外公社債等の利子等に係る源泉徴収)

3の3 - 8

(1)

(2)

(注)1

2公社債投資信託の受益証券.....

(保管の委託をしている期間の通算)

3の3 - 13又は指定金融機関等.....が所有する国外発行公社債等.....又は指定金融機関等が自ら所有する.....

(注)第9項.....

措置法第7条《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》関係

(非課税とされる利子の範囲)

7 - 5平成12年3月31日.....平成12年3月31日.....

措置法第8条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》関係

(農業協同組合等の範囲)

8 - 3措置法令第3条.....

(登録等の期間の通算)

8 - 4期間をいう。.....

(1)

(2) 国又は所得税法別表第1に掲げる法人

(4) 措置法第5条の2第1項の規定により、一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国人（同項の適用を受ける国債の登録期間を通算する場合に限る。）

(5)

(6)

措置法第8条の2《公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》関係

（負債により取得した受益証券に係る配当所得の負債利子の控除）

8の2-1公募投資信託等.....

（利子所得に係る取扱いの準用）

8の2-2公募投資信託等.....

措置法第8条の3《国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》関係

（利子所得に係る取扱いの準用）

8の3-1国外公募投資信託等.....

（国外発行公社債等又は国外発行株式に係る取扱いの準用）

8の3-2国外公募投資信託等.....国外公募投資信託等の配当等以外の国外投資信託等.....

（公募投資信託等に係る取扱いの準用）

8の3-3投資信託等.....

措置法第8条の4《特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等》関係

（利子所得に係る取扱いの準用）

(3)

(4)

措置法第8条の2《証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》関係

（負債により取得した受益証券に係る配当所得の負債利子の控除）

8の2-1証券投資信託.....

（利子所得に係る取扱いの準用）

8の2-2証券投資信託.....

措置法第8条の3《国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》関係

（利子所得に係る取扱いの準用）

8の3-1公募国外証券投資信託.....

（国外発行公社債等又は国外発行株式に係る取扱いの準用）

8の3-2公募国外証券投資信託.....公募国外証券投資信託以外の国外証券投資信託.....

（証券投資信託に係る取扱いの準用）

8の3-3証券投資信託.....

措置法第8条の4《特定証券投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等》関係

（利子所得に係る取扱いの準用）

8の4-1特定投資法人.....

(公募投資信託等に係る取扱いの準用)

8の4-2

措置法第8条の5《株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税》関係

(中間配当の支払をしなかった事業年度に係る利益の配当の計算の基礎となった期間)

8の5-5資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第102条第1項《中間配当》又は旧資産流動化法第102条第1項《中間配当》.....

.....

(源泉分離選択課税の適用を受けようとする最初の配当所得が中間配当に係るものである場合の選択申告書の提出期限)

8の5-6資産の流動化に関する法律第102条第1項又は旧資産流動化法第102条第1項.....

(注).....

措置法第41条の19《ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例》関係

(接待その他の役務の提供を行うことを業務とする者の範囲)

41の19-1 措置法第41条の19第1項.....業務とする者並びに配ぜん人.....

.....

(ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定)

41の19-2措置法第41条の19第1項.....措置法令第26条の27第1項.....

(飲食をする場所の意義)

41の19-3 措置法令第26条の27第1項.....

8の4-1特定証券投資法人.....

(証券投資信託に係る取扱いの準用)

8の4-2

措置法第8条の5《株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税》関係

(中間配当の支払をしなかった事業年度に係る利益の配当の計算の基礎となった期間)

8の5-5又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第102条第1項《中間配当》.....

(源泉分離選択課税の適用を受けようとする最初の配当所得が中間配当に係るものである場合の選択申告書の提出期限)

8の5-6又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第1項.....

(注).....

措置法第41条の18《ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例》関係

(接待その他の役務の提供を行うことを業務とする者の範囲)

41の18-1 措置法第41条の18第1項.....業務とする者並びに職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第24条第1項第3号に掲げる配ぜん人.....

(ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定)

41の18-2措置法第41条の18第1項.....措置法令第26条の23第1項.....

(飲食をする場所の意義)

41の18-3 措置法令第26条の23第1項.....

附 則（平11課法 8 - 6、課所 4 - 9）

（経過的处理(2)……上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する
改正通達の適用時期）

……………平成15年 3 月31日……………

附 則（平11課法 8 - 6、課所 4 - 9）

（経過的处理(2)……上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する
改正通達の適用時期）

……………平成13年 3 月31日……………